

「第1回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

平成30年12月4日（火） 13:30～14:30

2 場所

東京都庁第二本庁舎

3 議事概要

- (1) 改正卸売市場法の概要、条例改正にあたっての都のスタンス、会議の開催予定等について、事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおりであった。
 - ア 都民に卸売市場が果している重要な役割を理解してもらうことが重要である。
 - イ 卸売市場の機能が低下しており、これを強化する必要がある。
 - ウ 市場ごとの取引実態を踏まえた検討を行うため、各市場においても意見聴取すべきである。
 - エ 丁寧にヒアリングを行い、11ある市場の多様性を踏まえた卸売市場政策とすべきである。
 - オ 既成概念にとらわれず、改めて卸売市場はどうあるべきかという視点で検討したい。
 - カ 国内産青果物の市場経由率は82%と高く、また多様な品目が揃う卸売市場の役割は重要で、産地を守る意味でもしっかりと機能を果たしていかなければならない。
 - キ 第2回会議で議論するにあたり、取引の現状について把握しておく必要がある。
 - ク 物流は危機的状況にあり、サプライチェーン全体でロジスティクス機能を強化する必要がある。
 - ケ 法改正で可能となったことを正確に理解し、この改正を良い機会として利用し、市場の活性化と運営の円滑化を図っていくという視点が必要である。
 - コ 都民に卸売市場の役割をよく理解してもらい、一般の方にもっと開かれた市場とするという視点を持って検討すべきである。
 - サ 小売店の営業にも配慮しつつ、開かれた市場を目指すことが必要である。
 - シ 利害関係者が誰かを意識し、誰の何のために市場のあり方を議論するのか、どのような犠牲を払ってでもやるのか、制約条件を意識しながら議論すべきである。
 - ス 自由化の議論が先行している。高度に衛生管理された卸売市場として市場内取引をベースにした条例とすべきである。